

会 員 規 約

一般社団法人日本eスポーツ連合

一般社団法人日本 e スポーツ連合
会員規約

(目的)

第1条 一般社団法人日本 e スポーツ連合（以下「当法人」という）定款第5条に定める会員（以下「会員」という）については、定款に定めるもののほか、この規約の定めるところによる。

(会員種別)

第2条 当法人の会員種別は以下の通りとする。

(1) 正会員（当法人定款第5条に定める社員）

正会員とは当法人の目的に賛同し、eスポーツゲームの開発制作或いはeスポーツに関連する事業（興行、施設運営、ハードウェア及び周辺機器の製造等を含む）を営む日本法人（海外本社の日本法人を含む）及び日本国内に居住する個人、並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

尚、正会員の100%子会社で且つゲーム会社（IPホルダー）である者は正会員と同等の資格を有するものとするが、議決権は持たない。

※正会員は原則として一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会の会員或いは一般社団法人日本オンラインゲーム協会の会員とする。但し、上記以外の者が入会を希望する場合は、正会員2社以上の推薦を必要とし、理事会での承認を経て会員とする。

※正会員は原則として日本法人とするが、外国法人であっても理事会において個別に承認を受けた場合はこれを妨げない。

(2) 準会員

準会員とは当法人の目的に賛同し、eスポーツゲームの開発制作或いはeスポーツに関連する事業を営む海外法人で、日本国内に同一法人を持たない者とする。また、チームを運営する法人も準会員になることができるものとする。

(3) 賛助会員

賛助会員とは当法人の事業活動に賛同し、その事業に協力しようとする正会員・準会員に該当しない法人及び個人、並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

(加入)

第3条 1 当法人への加入を希望する者（以下「申込者」という）は、定款及び本規約の定めに基づき、当法人により、当法人に加入することを承認された場合に、当法人の会員となることができるものとする。

2 申込者は、当法人への加入申込書及び当法人より指定された書面を当法人に提出する。

3 第2条(2)の準会員に該当する者は、前項の加入申込書の他、当法人所定の書面による誓約書を提出しなければならない。

(会員の義務)

- 第4条 1 会員は当法人の主旨に従い、業界の発展のための活動及び当法人の活動に積極的に協力するものとする。
- 2 会員は会費等の納入について当法人の請求があったときは可及的速やかに納入する。
- 3 会員は当法人に対し、各都道府県の暴力団等排除条例に従い、反社会的勢力との取引を排除することを誓約し、当法人から求めがあったときは、その旨の誓約書を提出しなければならない。
- 4 その他当法人の規程を遵守し、会員外に対して公開してはならない重要事項、機密保持事項に関しては一切他に開示、漏洩してはならない。
- 5 会員登録情報に変更が生じた場合には、速やかに変更内容を届け出なければならない。

(会費等)

- 第5条 当法人の社員総会にて別に定める場合を除き、当法人の入会金及び年会費ならびにその他費用については以下の通りとする。
- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 正会員年会費 | 120 万円 |
| (2) 準会員年会費 | 60 万円 |
| (3) 賛助会員年会費 | 1 口 50 万円 |

(会費の納付等)

- 第6条 1 会費の納付は、原則として当該年度の4月末までに一括前納するものとする。ただし、事業年度の途中で入会したときの会費は、第5条の規定に係わらず、当該年度を四半期に分け、当該会員が会員となった月日の属する四半期から数えて、当該年度の残りの四半期数に、当該会員の該当する年会費の4分の1を乗じた額を納付しなければならない。
- 2 事務局は、初年度の会費を除き、毎年3月末締めで1年毎に会費の請求書を発行するものとする。
- 3 会費は、当法人の指定する金融機関に払い込むものとする。
- 4 理事会にて別に定めのない限り、正当な理由がないにも関わらず、年会費の支払いを履行せず、催促後なお6ヵ月以上履行しなかったときは会員資格を喪失し、催促後6ヶ月を経過した時点で当法人を脱退したものとする。

(会員種別の変更)

- 第7条 現在の会員種別の変更を希望する者は、当法人所定の会員種別変更届に変更理由を明記の上で会長宛に提出するものとし、理事会での承認を得ることで当該変更の効力が生じるものとする。

(退会)

- 第8条 1 会員は、脱退する場合には、当法人に対し、当法人所定の退会届を提出するものとする。
- 2 脱退前に支払われた年会費については、会員資格の有効期間が残存する場合にも一切返

金しないものとする。

- 3 CESA 或いは JOGA の会員を脱退した場合は自動的に当法人の会員資格を喪失して同時に当法人を脱退したものとする。

(ライセンス)

- 第9条 1 当法人は別に定める JeSU 公認プロライセンス規約に基づいて、プロ e スポーツ選手として認定したゲームプレイヤー等にプロライセンスを発行する。
- 2 プロライセンスの発行は別に定める JeSU 公認タイトル規約に基づいて公認されたタイトルにより行われるものとする。
 - 3 プロライセンスの発行は別に定める JeSU 公認大会規約に基づいて公認された大会での成績により行われるものとする。

(改廃等)

- 第10条 この規約を改廃する場合は、別段の定めがない限り、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な文言等の修正については、この限りではない。

<付則>

平成 30 年 2 月 1 日制定施行

平成 30 年 3 月 12 日改定施行

平成 30 年 5 月 8 日改定施行

平成 31 年 2 月 12 日改定施行